

## 随意契約理由書

件名	神戸港水門・陸閘等遠隔操作化・監視設備工事(その3)	
契約の相手方	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、平成30年度の工事で構築した、陸閘遠隔操作システムにおいて、新たに22陸閘を遠隔操作のシステムに組み込む工事である。(22陸閘が対象であるが、遠隔制御盤1面で複数陸閘を制御する地点もあり、15面となっている。)</p> <p>遠隔操作を行うために設置する遠隔制御盤等の機器は、システムを構成する設備の一部であり、操作対象を増やすにあたってシステムのソフトウェア改修が必要となる。この点、制御や構造に関しては請負人のみが知る情報である。</p> <p>また、同一施行者以外の者に施行させた場合、既設設備の使用に著しい支障が生じるため、当初設置業者である西日本電信電話株式会社兵庫支店のみが履行可能である。従って、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局 工務課 設備係	(電話番号 595-6320)